

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認 検査関係 (※①②)	和光市 都市整備部 建築課	TEL	048-424-9134
		〒351-0192	FAX	048-464-5577
		和光市広沢1-5	E-mail	HP専用フォームより
	建築確認 検査関係 (※①②以外)	埼玉県川越建築安全センター	TEL	049-243-2746
		〒350-1124	FAX	049-243-3561
		川越市新宿町1-17-17 ウエスタ川越 4階	E-mail	r4321021@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可 適合証明	和光市 都市整備部 建築課	TEL	048-424-9136
		〒351-0192	FAX	048-464-5577
		和光市広沢1-5	E-mail	HP専用フォームより
3	消防法	埼玉県南西部消防本部 和光消防署 消防課	TEL	048-461-7850
		〒351-0106	FAX	048-461-9000
		和光市広沢1-3	E-mail	HP専用フォームより
4	道路 河川	朝霞県土整備事務所	TEL	048-471-4661
		〒351-0033	FAX	048-471-4666
		朝霞市浜崎678	E-mail	県お問い合わせフォームより
		和光市 都市整備部 道路安全課	TEL	048-424-9133
		〒351-0192	FAX	048-464-5577
		和光市広沢1-5	E-mail	HP専用フォームより

※ 建築確認・検査関係の範囲

- ①-1 建築基準法第6条第1項第2号のうち、**木造**建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）
- ・地階を除く階数が2以下
 - ・延べ面積300㎡以下
 - ・高さ16m以下
- ①-2 建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）
- ② 建築基準法施行令第138条の工作物のうち、以下のもの（いずれも、①以外の敷地内に築造するものを除く）
- ・高さが6mを超え10m以下の煙突
 - ・高さが4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
 - ・高さが2mを超え3m以下の擁壁

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県建築基準法施行条例 ・埼玉県建築基準法施行細則 ・埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例 (埼玉県建築物バリアフリー条例) ・和光市建築基準法施行細則 ・和光市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例 ・和光市斜面地建築物の構造の制限等に関する条例・施行規則
2	都市計画法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・和光市まちづくり条例・施行規則 ・和光市まちづくり条例及び都市計画法に基づく開発行為等の手続
3	その他	

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	30cm
		ただし、H12告示1455号第2の式(※)により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 (※) 垂直積雪量 (m) = 0.0005 × 標高 (m) + 0.28
2	地表面粗度区分	Ⅲ (H12建設省告示1454号第1)
3	基準風速 (Vo)	34m/秒 (H12建設省告示1454号第2)
4	庁舎所在地の緯度経度	東経 139° 37' (参考値：設計における緯度経度を指定するものではありません) 北緯 35° 47' (参考値：設計における緯度経度を指定するものではありません)
5	日影規制の注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。 必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認してください。 都市計画図の閲覧：2F都市整備課 都市計画図の購入：1F総合案内 https://www.city.wako.lg.jp/machizukuri/toshikeikaku/1005684/1005691.html

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	市街化区域全域 (防火・準防火地域除く)											
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	根拠条例	なし										
		問い合わせ	和光市 都市整備課 (048-424-9145)										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		区域	主な締結事項	なし	なし								
区域	主な締結事項												
なし	なし												
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	問い合わせ	和光市 都市整備課 (048-424-9145)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>建蔽率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			種類	適用区域	建蔽率の最高限度	なし	なし	なし			
種類	適用区域	建蔽率の最高限度											
なし	なし	なし											
4	建築基準法第58条に 基づく高度地区	問い合わせ	和光市 都市整備課 (048-424-9145)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>高さの最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25m高度地区</td> <td>高度地区指定図</td> <td>25m</td> </tr> <tr> <td>35m高度地区</td> <td>高度地区指定図</td> <td>35m</td> </tr> </tbody> </table>			種類	適用区域	高さの最高限度	25m高度地区	高度地区指定図	25m	35m高度地区	高度地区指定図	35m
		種類	適用区域	高さの最高限度									
25m高度地区	高度地区指定図	25m											
35m高度地区	高度地区指定図	35m											

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	問い合わせ 和光市 都市整備課 (048-424-9145) <table border="1" data-bbox="416 230 1385 488"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">なし</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <th>建蔽率の最高限度</th> <th>建築面積の最低限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th colspan="2">壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限			なし	
地区	容積率の最高限度/最低限度																
なし	なし																
	建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度															
	なし	なし															
	壁面の位置制限																
	なし																
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	問い合わせ 和光市 都市整備課 (048-424-9145) <table border="1" data-bbox="416 613 1385 871"> <thead> <tr> <th>街区</th> <th>容積率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>高さの最高限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし							
街区	容積率の最高限度																
なし	なし																
	高さの最高限度																
	なし																
	壁面の位置制限																
	なし																
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	根拠条例 和光市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例 問い合わせ 和光市 都市整備課 (048-424-9145) <table border="1" data-bbox="416 1041 1385 1527"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域</th> <th>条例で定めている主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和光北インター地区</td> <td>建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限</td> </tr> <tr> <td>和光市駅北口地区</td> <td>建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、垣又は柵の構造の制限、建築物等の形態意匠の制限、壁面の位置の制限</td> </tr> <tr> <td>白子三丁目地区</td> <td>建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限、建築物等の形態意匠の制限</td> </tr> <tr> <td>和光北インター東部地区</td> <td>建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	和光北インター地区	建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限	和光市駅北口地区	建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、垣又は柵の構造の制限、建築物等の形態意匠の制限、壁面の位置の制限	白子三丁目地区	建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限、建築物等の形態意匠の制限	和光北インター東部地区	建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限					
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項																
和光北インター地区	建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限																
和光市駅北口地区	建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、垣又は柵の構造の制限、建築物等の形態意匠の制限、壁面の位置の制限																
白子三丁目地区	建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限、建築物等の形態意匠の制限																
和光北インター東部地区	建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限																
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	根拠条例 問い合わせ 和光市 建築課 (048-424-9134) <table border="1" data-bbox="416 1695 1385 1816"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	なし												
区域	主な締結事項																
なし																	
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table border="1" data-bbox="416 1865 1385 2076"> <thead> <tr> <th>地名地番</th> <th>団地名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本町4500-1</td> <td>シーアイハイツ和光</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西大和団地2666-3他</td> <td>西大和団地 (東)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西大和団地2666-6の一部他</td> <td>西大和団地 (西)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西大和団地5092-5他</td> <td>デュプレ西大和</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地名地番	団地名	備考	本町4500-1	シーアイハイツ和光		西大和団地2666-3他	西大和団地 (東)		西大和団地2666-6の一部他	西大和団地 (西)		西大和団地5092-5他	デュプレ西大和	
地名地番	団地名	備考															
本町4500-1	シーアイハイツ和光																
西大和団地2666-3他	西大和団地 (東)																
西大和団地2666-6の一部他	西大和団地 (西)																
西大和団地5092-5他	デュプレ西大和																

（限定特定行政庁／平成10年4月1日～）

		<table border="1"> <tr> <td>大和町大字白子字諏訪原1610-2</td> <td>諏訪原団地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大和町大字白子字西越後山2579-2</td> <td>南大和団地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広沢4823-8他</td> <td>西大和団地（広沢）</td> <td></td> </tr> </table>	大和町大字白子字諏訪原1610-2	諏訪原団地		大和町大字白子字西越後山2579-2	南大和団地		広沢4823-8他	西大和団地（広沢）		
大和町大字白子字諏訪原1610-2	諏訪原団地											
大和町大字白子字西越後山2579-2	南大和団地											
広沢4823-8他	西大和団地（広沢）											
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	1.土砂災害ハザードマップ 2.埼玉県河川砂防課ホームページ 区域指定の関係図書は、朝霞県土整備事務所及び和光市建築課にて閲覧できます。										
11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画（建築基準法第68条の2に基づくものを除く）	問い合わせ 和光市 都市整備課（048-424-9145） <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区計画</th> <th>地区整備計画で定める主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和光市駅南口地区</td> <td>用途、敷地面積、壁面の位置、建築物等の形態・意匠、垣・柵の構造</td> </tr> <tr> <td>西大和団地地区</td> <td>用途、壁面の位置、建築物等の形態・意匠、垣・柵の構造</td> </tr> <tr> <td>南一丁目地区</td> <td>用途、敷地面積、壁面の位置、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態・意匠、垣・柵の構造</td> </tr> <tr> <td>広沢地区</td> <td>建築物等の形態・意匠</td> </tr> </tbody> </table>	地区計画	地区整備計画で定める主な事項	和光市駅南口地区	用途、敷地面積、壁面の位置、建築物等の形態・意匠、垣・柵の構造	西大和団地地区	用途、壁面の位置、建築物等の形態・意匠、垣・柵の構造	南一丁目地区	用途、敷地面積、壁面の位置、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態・意匠、垣・柵の構造	広沢地区	建築物等の形態・意匠
地区計画	地区整備計画で定める主な事項											
和光市駅南口地区	用途、敷地面積、壁面の位置、建築物等の形態・意匠、垣・柵の構造											
西大和団地地区	用途、壁面の位置、建築物等の形態・意匠、垣・柵の構造											
南一丁目地区	用途、敷地面積、壁面の位置、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態・意匠、垣・柵の構造											
広沢地区	建築物等の形態・意匠											
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ 和光市 都市整備課（048-424-9145） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし						
区域	主な締結事項											
なし	なし											
13	都市計画区域編入時期	当初決定：昭和26年6月20日（建設省告示第630号） 最終変更：令和5年10月6日（埼玉県告示第1135号）	都市計画図									
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 和光市 建築課（048-424-9134） <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>地域区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和光市</td> <td>6地域</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	地域区分	和光市	6地域						
市町村名	地域区分											
和光市	6地域											

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明必要	都市計画区域（市街化区域）	開発区域の敷地面積 500㎡以上
		都市計画区域（市街化調整区域）	開発区域の敷地面積 0㎡以上
		都市計画区域（非線引き区域）	—
		都市計画区域外	—

6. その他の届出等

届出等	対象	時期	提出先
1 高層建築物等の防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物	確認申請の前まで	県建築安全課

2	建築物省エネ法	適合性判定申請	すべての建築物（平屋建てかつ200㎡以下の建築物除く※4）	※3	※1 又は 登録省エネ判定機関
		性能向上計画認定申請	誘導基準（容積率特例）認定を希望する場合	認定を受ける目的により異なる	※1
3	建築物環境配慮制度 (CASSBEE埼玉 県)	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで	川越建築安全センター
4	福祉のまちづくり条 例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前まで	和光市 都市整備部 建築課 (經由事務のみ)
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前まで	※1 ただし、土木工事等は 川越建築安全センター
6	長期優良住宅	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※1
7	低炭素建築物新築等 計画	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※2
8	埼玉県景観条例	なし		なし	なし
9	埼玉県屋外広告物条 例	屋外広告物を掲出する場合		工事着工の前まで	和光市 建築課
10	埼玉県中高層建築物 の事業報告	なし ※和光市まちづくり条例による		なし	なし
11	ふるさと埼玉の緑を 守り育てる条例	敷地面積3,000㎡以上 ※3,000㎡未満は和光市まちづくり条例による		確認申請の前まで	西部環境管理事務所
12	和光市景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等		工事着工の30日前まで	和光市 都市整備課

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 (一)下に掲げる建築物： 和光市 都市整備部 建築課

◇建築基準法第6条第1項第2号のうち、木造建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）

- ・地階を除く階数が2以下
- ・延べ面積300㎡以下
- ・高さ16m以下

◇建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）

(二)上記以外の建築物： 川越建築安全センター

※2 (※1(一))の建築物： 和光市 都市整備部 建築課

(※1(二))の建築物： 埼玉県 建築安全課 (TEL 048-830-5519)

※3 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※4 建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物